



## がん検診・健康診査のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

### がん検診

#### ●子宮頸がん、乳がん検診

三豊市・観音寺市の指定医療機関検診または右の表の集団検診で受診できます。集団検診を受ける場合は、7月に届いた白い封筒を忘れずにお持ちください。詳しくは、同封の「ご案内」をご覧ください。

指定医療機関で受ける場合は、医療機関用の受診票が必要です。申し込みがまだの人は、健康課までお問い合わせください。

場 所	月 日	受付時間	
		子宮頸がん検診	乳がん検診
市民センター仁尾 (仁尾庁舎)	8月18日(木)	午後1時30分~3時 (午後2時検診開始)	予約時間を 個別通知で お知らせします
	8月19日(金)		
市民交流センター (豊中町)	8月21日(日)		
	8月22日(月)		
	8月23日(火)		
	8月24日(水)		
	8月25日(木)		
マリンウェーブ	8月30日(火)		
	8月31日(水)		
	9月1日(木)		
	9月2日(金)		

※8月21日は日曜検診を行います

※すべての日程で、午後1時30分~検診終了まで、託児を行います

#### ●胃がん、大腸がん、結核・肺がん検診

集団検診を下記の日程で行います。詳しくは、8月末ごろに届く「ご案内」をご覧ください。結核・肺がん検診は実施していない日がありますので、日程を確認して受診してください。

##### 【胃がん、大腸がん検診】

集団検診の申し込みをしている人には、8月末ごろ案内が届きます。大腸がん検診は、指定医療機関でも受診できます。その場合は、医療機関用の受診票が必要です。申し込みがまだの人は、健康課までお問い合わせください。

##### 【結核・肺がん検診】

5月末ごろ案内を送付しています。

検診日	場 所	時 間	○実施している	×実施していない	胃がん検診
			大腸がん検診	結核・肺がん検診	
9月4日(日)	マリンウェーブ	9:00~11:00	○	○	申し込みをしている人に、個人通知で日時をお知らせします
9月6日(火)	マリンウェーブ	9:00~11:00	○	○	
9月7日(水)	マリンウェーブ	9:00~11:00	○	○	
	松崎コミュニティセンター	13:30~14:30	○	○	
9月8日(木)	緑の村管理センター	9:00~11:00	○	○	
	箱浦ビジターハウス	13:30~14:00	○	○	
9月9日(金)	マリンウェーブ	9:00~11:00	○	○	
	第4分館老人いこいの家	13:30~14:00	○	○	
9月12日(月)	マリンウェーブ	9:00~11:00	○	×	

### 健康診査

集団検診で特定健康診査・健康診査を受診していない人は、三豊市・観音寺市の指定医療機関で10月31日(月)まで、受診できます。受診の際は、6月に届いている水色の封筒と健康保険証を必ずお持ちください。受付時間は、医療機関にお問い合わせください。



## 福祉課からのお知らせ

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

身体または精神に重度の障がいを持つている人に手当を支給します



#### ●特別障がい者手当

受給資格者

政令で定める程度の著しく重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅で生活を行っている者

受給できない場合

- 障がい者支援施設や養護老人ホームなどに入所したとき
- 病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院したとき

手当月額(平成28年4月現在)

26,830円

#### ●障がい児福祉手当

受給資格者

政令で定める程度の著しく重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳未満の在宅で生活を行っている者

受給できない場合

- 障がいを支給事由とする公的年金を受給できるとき
- 障がい児入所施設などに入所したとき

手当月額(平成28年4月現在)

14,600円

#### ●特別児童扶養手当

受給資格者

身体または精神に、重度または中度以上の障がいを持つ20歳未満の子どもを監護している父もしくは母、または養育者受給できない場合

- 児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住んでいないとき
- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給できるとき
- 児童が児童福祉施設などに入所しているとき

手当月額(平成28年4月現在)

- 1級(重度障がい児) 51,500円
- 2級(中度障がい児) 34,300円

#### 【手当を受けるには】

福祉課または各支所へ必要書類を添付して、認定請求書を提出してください。

#### 【所得状況届について】

対象者に「所得状況届」を通知します。8月26日(金)までに、福祉課まで提出してください。

#### 福祉年金を支給します

対象者

- 身体障がい者手帳や療育手帳、精神障がい者手帳、県発行の特定医療費(指定難病)受給者証を持っている人

7月1日以前1年間、市内に在住している人

在宅で生活をしている人(障がい者施設や老人ホームなどの入所者は対象となりません)

※転出入、死亡などにより支給に制限があります。

#### 支給額

8,000円~14,000円(年額)  
※障がいの種類や程度または年齢により、支給額が異なります。65歳以上の人は支給額の半額を支給します。

#### 申請方法

福祉課または各支所で、次の書類を持参のうえ、手続きをしてください。

#### 新規に手帳を取得した人

- 市から送付した申請書
- 各手帳

#### 振込先の通帳

特定医療費(指定難病)受給者証を持っている人

- 受給者証
- 振込先の通帳

※今までに申請をした人は、再度申請の必要はありません。振込み口座を変更したい人は申請が必要です。

#### 支給方法

12月中旬ごろに、指定の口座に振り込みます。